第九条　みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業については、新資金決済法第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第五十八条の二の規定は、第二号施行日の直前の旧資金決済法第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日から適用し、同日前におけるみなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業に係る履行保証金の供託については、なお従前の例による。

第十条　みなし登録第二種業者が旧資金決済法第四十三条第一項（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により供託した履行保証金は、新資金決済法第四十三条第一項の規定により供託した第二種資金移動業に係る履行保証金とみなす。

2　みなし登録第二種業者が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を一週間と、同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を当該内閣府令で定める期間と同一の期間と、それぞれ定めたものとみなす。

第十一条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十四条に規定する履行保証金保全契約（第二種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

第十二条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に締結されている旧資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約は、新資金決済法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（第二種資金移動業に係るものに限る。）とみなす。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資金決済法第四十五条第一項の承認を受けているみなし登録第二種業者は、その営む第二種資金移動業に関し、第二号施行日に新資金決済法第四十五条第一項の届出をしたものとみなす。

3　前項の規定により新資金決済法第四十五条第一項の届出をしたものとみなされるみなし登録第二種業者（次項において「信託契約みなし登録第二種業者」という。）が営む第二種資金移動業についての新資金決済法第四十三条第一項第二号の規定の適用については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、第二号施行日において、同号に規定する一週間以内で資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間及び同号に規定する一週間以内で内閣府令で定める期間内において資金移動業の種別ごとに資金移動業者が定める期間を、それぞれ一営業日と定めたものとみなす。

4　信託契約みなし登録第二種業者については、附則第九条の規定は、適用しない。

第十三条　旧資金決済法第六十二条の規定により資金移動業者とみなされていた者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、第二種資金移動業のみを営む資金移動業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第十四条　附則第七条第二項の書類の提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

3　人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によってしたものとみなす。

（権限の委任）

第十六条　内閣総理大臣は、附則第七条第二項及び第三項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（商品先物取引法の一部改正）

第十七条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十条の三の見出しを「（金融サービスの提供に関する法律の準用）」に改め、同条中「金融商品の販売等に関する法律」を「金融サービスの提供に関する法律」に、「第六条から第九条まで」を「第七条から第十条まで」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条」を「第八条」に、「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改める。

第二百四十条の十九の見出しを「（金融サービスの提供に関する法律の準用）」に改め、同条中「金融商品の販売等に関する法律第六条から第九条まで」を「金融サービスの提供に関する法律第七条から第十条まで」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条」を「第八条」に、「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改める。

第三百七十三条第一号中「金融商品の販売等に関する法律第九条第一項」を「金融サービスの提供に関する法律第十条第一項」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第十八条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第五号中「会社法」を「金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、会社法」に改める。

第百条第五号中「いう。）若しくは」を「いう。）、」に改め、「同じ」の下に「。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは金融サービス仲介業者又は」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第十九条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の四中「いう。）又は」を「いう。）」に、「である」を「又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号を次のように改める。

四十八　金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定		
㈠　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十二条（登録）の金融サービス仲介業者の登録	登録件数	一件につき九万円
㈡　金融サービスの提供に関する法律第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十三条第一項第四号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき九万円
㈢　金融サービスの提供に関する法律第四十条（認定金融サービス仲介業協会の認定）の認定金融サービス仲介業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第四十九号㈤を同号㈥とし、同号㈣を同号㈤とし、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　資金決済に関する法律第四十一条第一項（変更登録等）の変更登録	登録件数	一件につき十五万円